

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（都市計画税）		
要望項目名	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）が中小機構法第15条第1項第13号に基づき行う業務のうち、施設を無償貸与、無償譲渡するものに係る業務の用に供する建物の所有権の取得登記に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を非課税とする。 ・特例措置の内容 不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の非課税措置の期限を平成24年度末から平成25年度末に1年間延長する。		
関係条文	不動産取得税 地方税法第51条の2第1項 固定資産税及び都市計画税 地方税法第56条の2		
減収見込額	（初年度） － （ － ） （平年度） － （ ▲864 ） （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 東日本大震災で被害を受けた地域において、中小機構が仮設店舗、仮設工場等を設置し、市町村を通じて被災中小企業者に無償で貸し出しを行うことにより、早期の事業再開への支援を行う。これにより、被災市町村における産業の復旧・復興を促進する。 （2）施策の必要性 中小機構が行う仮設施設整備事業については、東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業が早期に事業を再開し復興を進めるため、平成23年度補正予算等により実施しているところ。これまでに多くの被災市町村からの要望が寄せられており、本格的な復興に向けて本事業を継続する必要がある。 一方で、原子力災害により避難区域外に移転した被災事業者が避難区域等の見直しにより地元に戻る動きがあるものの、当該地域においては、震災直後の状況と変わっていないことから、当該地域で新たに事業再開するための支援が必要となっている。 さらに、津波被害にみまわれた地域においてもガレキ撤去や土地の嵩上げなどの進捗が見込まれず、本格復興段階に移ることができない特殊事情のある地域も多く残されており、仮設施設整備事業のニーズは高い状況である。 このような状況であることから、当該事業に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について延長し、復興事業を円滑に推進できるようにする必要がある。		
本要望に対応する縮減案	－		
	ページ	－	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	東日本大震災によって被害を受けたことで、過大な債務を負っている事業者の再生を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1年間
	同上の期間中の達成目標	約60箇所の事業再開を支援し、被災事業者の事業再開が行えるようにすること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	約60箇所について適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	上記記載の約60箇所分について、課税の特例措置を講じることにより、被災事業者支援を円滑に実施することが可能となり、被災自治体の産業の復旧・復興が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	当該事業に係る国税（登録免許税、印紙税）について非課税措置を講じる。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本事業の予算措置額は324億円（23年度補正予算、24年度復興枠）。 平成25年度においては、60箇所分を整備するため、30億円を予算要求している。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、仮設施設の建設に係る費用、人件費及び管理諸費等の経費について計上しており、建物の取得等に係る税額相当分は含まれていない。
	要望の措置の妥当性	東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業が早期に事業を再開し復興を進めるために不可欠な事業であり、引き続き現行と同様の税制上の措置を講じることが妥当である。
	ページ	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>不動産取得税 平成23年度 約261百万円（推計） 平成24年度 約607百万円（推計） 平成25年度 約82百万円（推計）</p> <p>固定資産税 平成23年度 約91百万円（推計） 平成24年度 約212百万円（推計） 平成25年度 約29百万円（推計）</p> <p>都市計画税 平成23年度 約20百万円（推計） 平成24年度 約45百万円（推計） 平成25年度 約6百万円（推計）</p> <p>※経済産業省試算</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業が早期に事業を再開することが可能となり、震災からの早期の復興に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度創設</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>